

そこが知りたい！

国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 外国人役員に関する株式関連報酬の税務

平成28・29年度税制改正では、欧米において中長期のインセンティブ・プランとして普及してきたパフォーマンス・シェアやリストラクテッド・ストックと同様の株式関連報酬制度を日本で導入するための法整備が進められています。今回は、日本子会社に派遣された外国人役員が、本国の親会社から供与される株式関連報酬に係る今後の税務上の取扱いを解説します。

株式関連報酬の法人税法上の取扱い

株式関連報酬のうち、次の内容のパフォーマンス・シェア（PS）とリストラクテッド・ストック（RS）の損金算入が可能となりました。

種類	内容	損金算入の対象	損金算入時期
PS	中長期の業績目標の達成度合いに応じて、譲渡制限を解除（残りは役員から無償取得）	業績連動指標（利益、株価、売上高など）を基礎として算定される数の市場価格のある株式を交付する給与であらかじめ定められた数を限度とするもの	指標の数値が確定した日の属する事業年度
RS	一定期間の譲渡制限や没収条項等が定められている株式のうち、役務提供の対価として役員に生じる債権と引き換えに交付されるもの（特定譲渡制限付株式）	職務執行開始日から1月以内の総会決議で、決議日から1月以内に役員に交付することを定め、その決議に基づいて交付されるもの	交付株式の譲渡制限が解除された（給与等課税事由が生じた）日の属する事業年度

※一般的に本国の親会社から供与される株式関連報酬は親会社の費用とされることから、上記の取扱いは内国法人が設計する株式関連報酬を前提としております。

株式関連報酬の外国人役員に係る税務

外国人役員がPSやRSの交付を受ける場合には、それぞれの時点により以下の課税関係が発生します。

種類	譲渡制限付株式交付時	譲渡制限期間	譲渡制限解除時	株式交付時	株式譲渡時
PS	—	—	—	給与所得*1 (株式時価)	譲渡所得*2 (売却価額－制限解除時・交付時株価)
RS	所得認識なし	配当所得 (給与所得)	給与所得*1 (株式時価)	—	

*1 一般的には、株券の交付法人の所在地が当該所得の支払地となるため、日本においてはPSやRSによる株式交付は国外払い給与として、株式交付時の源泉徴収は要せず、確定申告を行う必要があります。

*2 外国人役員が非永住者に該当する場合には、親会社株式（外国法人株式）の海外証券会社を通じて行う売却により生じた所得は国外源泉所得に該当するため、日本に送金しない限り課税関係は生じません。

お見逃しなく！

- 平成29年税制改正において、外国人役員や社員の報酬につき手取保証支給する場合の「手取額が同額である定期給与」が、定期同額給与の範囲に加えられました。
- 外国人役員とタックスイコライゼーション契約を締結している場合には、PS・RSによる交付株式に係る給与所得額も考慮の上、手取保証額の計算を行う必要があります。